

2023年11月10日  
全国港湾第23発第33号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)




### 年末年始の例外荷役実施についての取り組みについて

1. 11月8日開催の労使政策委員会において、日港協から年末年始の例外荷役実施について要請があり、組合側は了承した。(FAX第33号参照)
2. その際に、組合側から、年末年始の例外荷役実施について議事確認の解釈を以下の確認を行った。
  - (1) 議事確認第4項で謳われている「出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する」について、精励金だけではないということを申し添えておく。
  - (2) 考え方は、休日出勤+割増賃金+代休+精励金で仕上がり350%ということであり、再度、各地区港運協会へ考え方の徹底を要請した。
3. 日港協は、組合の考え方を同意し、徹底することを了承したので、各地区・各単組は年末年始例外荷役の実施協議を行う際には、留意して取り組まれない。

以上

# 全国港湾Fax通信

No. ....

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾23FAX第33号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2023 年 11 月 8 日 時 分
(件名)	(発信者) 全国港湾書記局 

## 11/8 労使政策委員会の経過について

(本文)

1. 10月10日に組合側より問題提起した「23春闘協定の履行・促進に係わる、当面の諸課題についての組合側の整理」について、10月24日に回答したが、組合より再度指摘した部分について改めて回答があった。内容については、以下の通り。

・(1)項—③ 安全専門委員会をフォローし放射線健康診断実施細目について

8月30日に開催したW/Gを踏まえて、2011年8月～2012年7月までに放射線量検査を行った労働者の中で、特に0.3μシーベルト以上が検出された車輛(建機)にたずさわった検査人を対象に電離放射線検査を対象に検診をさせる。

・(1)項—④ 人員不足対策の専門委員会の設置について

専門委員会を設置することを前提に小委員会でテーマが幅広いため、焦点を絞り込む検を行う。また、その前段で少人数(5対5)ぐらいの折衝を行いたい。業側の委員として、宗・森川・若野・田中の4氏を選任し、11月中から12月下旬に開催したい。

・(2)項 指定事業体で検査業務に就労する労働者を本体に採用する事項について、事務折衝を年内を目途に開催する。日程を調整したい。

・(5)項 横須賀港にフェリー就航に係る四者協議の具体化について

第2回開催を11月下旬から12月中旬に開催することを日程調整をする。

2. 回答を受けて、労側より以下の意見・質問を行い、日港協から回答があった。

(1) 料金問題について

前回の回答で[荷主・ユーザーへの対応は、5月12日付で各元請事業者に向けて「適正料金収受」に向けた取り組みとして「『パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージ』についてのご理解とご協力のお願ひ」と併せて対応するよう文書を発出した]と言われ、料金収受は、通年的な課題と受け止めている。24春闘では、荷主・船社から料金を十分にもらっていないからと言って、下払いが行えないと言うのはなしということでもいいのか。

回答) 元請は、料金収受を通年的な課題と受け止め、交渉しているという認識である。荷主・船社から料金がもらえていないという理由で賃上げが出来ないということはないという認識である。

(2) 指定事業体について

- ① あらためて、指定事業体部会の開催について、年内と言わず日港協の指導性を発揮して検査部会の事務折衝を早急に開催することを要請する。また、事務折衝に日港協が入ることも併せて要請する。

回答) 組合の要請を受けて、折衝には労務委員会の委員も参加する。

- ② 22 春闘協定・23 春闘協定を解決するための事務折衝であり、当該に委ねるということではないという認識でいいのか。

回答) 協定を順守するという意味もあるが、立会人である。協定履行に向けて努力する。しかし、当事者としての発言は、事務折衝の場では立会人であり、その場ではない。

3. そして、組合側より、日港協の回答を受けて意見集約をしたいとして休憩をとり、その後、日港協に以下の回答をした。

- (1) 日港協から回答のあった各々の委員会、折衝について年内に実施することを目途にすることをあらためて要請する。それが履行できない場合、協定不履行と組合はみなすことを明言しておく。業側が回答した 4 点について再度、24 春闘までに目途つけておくことを念押ししておく。
- (2) 各々の事案について年内に開催すると回答したことに前向きな回答と受け止める。
- (3) 業側の継続課題は、実施することが第一、まずは検査した人が全員出来ることが肝要である。その一歩と考える。
- (4) 指定事業体の件は、早急に決着すべきである。10 年近くゴタゴタしている。
- (5) 今後、各々の案件で齟齬があった場合、労使政策委員会の開催に応じるよう要請しておく。

4. 日港協からは、事務方で協議の促進について努力するとあり、組合として了承した。

5. 次に、日港協より外船協から 10 月 11 日に例年同様に年末年始の例外荷役のお願いがあったことについて、以下の回答を組合より行った。

- (1) 全国港湾中執で議論した結果、例年同様の条件で荷役を実施せざるを得ないと判断した。しかし、来年については、10 月に邦・外船から年末年始の例外荷役の要請がある前に組合の方から、完全休日や割増について 24 春闘要求で出すことを検討している。
- (2) 年末年始の件は、条件だけでなく、完全休日も含めて労使で話をすべきと考える。5.9 協定の改定（完全休日 2 日制）、年末年始の例外荷役に出勤した時の割増が今のままでいいのかなど、10 月に邦・外船から年末年始の例外荷役の要請がある前に労使で協議したい。組合側の意見の相談に真摯に対応されたい。

6. 日港協からは、年末年始の例外荷役については、これまでの条件でお願いしたいとし、組合側の要望については、来年は来年で話を聞く耳は持つと回答した。

7. 組合側から、年末年始の例外荷役実施について議事確認の解釈を以下の確認を行った。

- (1) 議事確認第 4 項で謳われている「出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する」について、精励金だけではないということを申し添えておく。
- (2) 考え方は、休日出勤 100%、割増 50%、代休 100%、精励金 100%ということであり、再度、各地区港運協会へ考え方の徹底を要請した。

8. 日港協からは、組合の考え方を同意し、徹底することを了承した。

9. 最後に、年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認を文書で取り交わし、会議を終了した。

以 上

〈添付〉 (仮) 年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認